

建設残土受入に関する利用規約

第1条（取引条件）

1. 本取引における建設残土（以下「残土」という。）は、草、根っこ、ゴミ、コンクリートガラ等の廃棄物等を一切含まない。
2. 万一、廃棄物が含まれていることが判明した場合、排出者が当該残土を回収し、持ち帰るものとします。
3. 残土は 土のう袋、トン袋（フレコンバッグ）等に入れない状態で搬入する。
4. 残土は 水を含んでいない乾燥状態で搬入する。前日の雨などにより水分を多く含んでいる場合、汚泥と判断し受入をお断りする場合があります。

第2条（受入の制限）

1. 突発的な雨天、天災、その他やむを得ない事情により、急きょ受入を中止する場合があります。
2. 受入可能量を超える場合、一時的に受入を停止することがあります。

第3条（支払条件）

1. 支払い期日は、請求書に記載の期日とする。
2. 支払い方法は、請求書に基づく銀行振込によるものとします。
3. 振込手数料は、排出業者が負担する。

第4条（その他）

1. 本同意書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議のうえ解決するものとします。